

川崎市犯罪被害者等支援庁内連絡会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市における犯罪被害者等支援施策に関する検討を推進するため、川崎市犯罪被害者等支援庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 犯罪被害者等支援施策の構築に向けた検討、協議及び調整に関すること。
- (2) その他、犯罪被害者等支援の検討等に係る必要な事項に関すること。

(連絡会議)

第3条 連絡会議は、議長及び委員をもって構成する。

- 2 議長は、市民文化局市民生活部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 4 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指定する者が、その職務を代理する。
- 5 連絡会議は、議長が招集する。
- 6 議長が必要と認める場合は、関係者の出席又は資料の提出等を求めることができる。

(作業部会)

第4条 第2条に定める事項を具体的に検討するため、議長は必要に応じて作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会は、検討する事項に応じて議長が指名した者で構成する。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、市民文化局市民生活部地域安全推進課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月14日から施行する。

別表（第3条関係）

No.	所 属 ・ 役 職
1	総務企画局都市政策部企画調整課 担当課長
2	総務企画局行政改革マネジメント推進室 担当課長
3	財政局財政部財政課長
4	市民文化局市民生活部地域安全推進課長
5	市民文化局市民生活部地域安全推進課 担当課長
6	健康福祉局総務部企画課長
7	こども未来局総務部企画課長
8	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課長
9	教育委員会事務局教育政策室 担当課長